福岡市男女共同参画シンボルマーク

福岡市男女共同参画年次報告書
～重点評価項目～

（平成３０年度事業実績）

令和元年９月

福　岡　市

福岡市男女共同参画を推進する条例第 12 条の規定に基づき，平成 30 年度の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び評価について報告する。

令和元年９月

福岡市長　髙島　宗一郎

目　　次

Ⅰ　福岡市男女共同参画基本計画（第３次）の概要及び進行管理・評価の方法

１　福岡市男女共同参画基本計画（第３次）の概要　・・・・・・・・２

２　福岡市男女共同参画基本計画（第３次）の
進行管理・実施状況評価の方法　・・・・・・・・６

３　審議会日程　・・・・・・・・８

Ⅱ　福岡市男女共同参画基本計画（第３次）の実施状況及び評価

１　重点評価項目の実施状況及び評価　・・・・・・・・１１

Ⅲ　データで見る福岡市の男女共同参画　・・・・・・・・２５

※一般評価項目は，福岡市の男女共同参画ホームページで公開しております。

掲載先：http://danjokyodo.city.fukuoka.lg.jp/danjyo/page_05

ＱＲコードを読み取っていただくと，福岡市の男女共同参画ホームページへアクセスできます。
「男女共同参画」＞「啓発素材集」＞「男女共同参画年次報告書」
に公開しております。

Ⅰ　福岡市男女共同参画基本計画（第３次）の概要

及 び

進行管理・評価の方法

Ⅰ－1　福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の概要

（1）「男女共同参画基本計画」策定の経緯

本市では、平成元年に策定した「ふくおか女性プラン」に引き続き、平成７年に「ふくおか男女共同参画プラン」を策定した。

平成１６年４月１日に「福岡市男女共同参画を推進する条例」を施行したことに伴い、同条例第１１条に基づき、平成１８年３月、同プランに代わり、「福岡市男女共同参画基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定、平成２３年２月に基本計画（第２次）を策定し、諸施策を推進してきたが、さらなる男女共同参画社会の形成に向けて、平成２８年３月に基本計画（第３次）を策定した。

（2）　基本計画（第3次）策定の目的

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、「福岡市男女共同参画を推進する条例」に規定する５つの基本理念に基づき、福岡市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としている。

「福岡市男女共同参画を推進する条例」　５つの「基本理念」
- ○　男女の人権の尊重
- ○　社会における制度又は慣行についての配慮
- ○　政策等の立案及び決定への男女共同参画
- ○　家庭生活における活動とほかの活動の両立
- ○　国際的協調

（3）　基本計画（第3次）の計画期間

平成２８年度（2016年度）から平成３２年度（2020年度）までの５年間。

（4） 基本計画（第3次）の体系

本計画では、本市と市民が共に目指すべき社会の姿として６つの「基本目標」を掲げ、その目標を達成するため、今後、取り組むべき基本的な「施策の方向」を明らかにし、その方向に沿って、本市が５年間に取り組む「具体的施策」を示している。

また、基本目標２の「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護」の部分をＤＶ防止法に基づく市町村基本計画に、基本目標３と４の部分を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画に位置づけている。

６つの「基本目標」

１ 男女平等意識が浸透した社会を目指します

２ 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します

３ 仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します

４ 働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します

５ 政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します

６ 地域において男女が共に支えあい、安全・安心で住みよい地域社会を目指します

（5） 基本計画（第3次）数値目標

数 値 目 標		目標値（32 年度）
1. 社会全体で見た場合の男女の地位の平等感	全体	30%
2. 固定的性別役割分担意識の解消度	女性	75%
	男性	70%
3. 福岡市の企業における女性管理職比率		12%
4. 福岡市役所における女性管理職比率		15%程度
5. 福岡市の審議会等委員への女性の参画率		40%
女性委員のいない審議会等の数		0

福岡市男女共同参画基本計画（第３次）

計画の体系図

基本目標	施策の方向	具体的施策
基本目標1 男女平等意識が浸透した社会を目指します	1 男女平等教育の推進 重	(1) 学校教育における男女平等教育の推進 (2) 教育に携わる者への研修の充実
	2 男女共同参画推進センターを中心とした啓発・学習の全市的展開	(3) 男女共同参画推進センターにおける取組の推進 (4) 拠点施設としての支援の充実 (5) 区役所、人権啓発センターにおける取組の推進 (6) 公民館における取組の推進 (7) 男女共同参画に関する調査・研究 (8) 男女共同参画に関する広報と情報提供
	3 市民等との連携・共働の推進	(9) 市民団体、NPO、自治協議会等との連携・共働 (10) 大学との連携 (11) 報道機関との連携
	4 国際理解・交流の推進	(12) 男女平等に関する国際理解の推進 (13) 在住外国人女性への支援
基本目標2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します	福岡市ＤＶ対策基本計画 1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護 重	(14) 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発 (15) 相談体制の充実 (16) 保護体制の充実 (17) 被害者の自立のための支援 (18) 関係団体との連携
	2 セクシュアル・ハラスメント等及び性犯罪の防止	(19) セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発 (20) 市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止 (21) 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止 (22) 相談の充実 (23) 性犯罪被害の防止及び犯罪被害者への支援
	3 生涯にわたる健康支援	(24) 青少年に対する支援、意識啓発 (25) 母性の社会的重要性に関する認識の浸透 (26) 妊娠・出産に関する健康管理の支援 (27) ライフステージに応じた心身の健康管理の支援
	4 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(28) ひとり親家庭等への支援の充実 (29) 高齢者、障がい者等が安心して暮らすための支援 (30) 経済的な困難を抱えた人の自立支援

基本目標	施策の方向	具体的施策
福岡市働く女性の活躍推進計画		
基本目標3 仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します	1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 重	(31) 企業等への啓発及び取組支援 (32) 育児・介護休業制度等に関する広報と情報提供 (33) 仕事と生活の調和のとれた生き方の普及 (34) 市役所における意識啓発
	2 男性の家庭・地域への参画促進 重	(35) 男性への意識啓発と、家庭生活や地域活動への参画促進 (36) 生活的自立のための様々な学習機会の提供 (37) 男性相談の充実
	3 子育て・介護支援の充実 重	(38) 多様なニーズに対応した保育サービス等の充実 (39) 子育て支援の充実 (40) 介護支援の充実
基本目標4 働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します	1 企業における女性活躍推進の支援 重	(41) 企業等への啓発 (42) 企業の女性活躍推進の取組支援
	2 働く女性への支援 重	(43) 働く女性の能力向上、キャリアアップ支援 (44) 働く女性への労働に関する広報と情報提供 (45) 相談の充実
	3 女性の就業・起業支援 重	(46) 就業意識の啓発と職業能力の向上 (47) 女性の起業支援 (48) 再就職の支援
基本目標5 政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します	1 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進 重	(49) 審議会等への女性の参画促進 (50) 市役所における男女共同参画の推進
	2 あらゆる分野の意思決定過程への女性の参画促進	(51) 企業における女性の参画促進 (52) 農林水産業の分野における女性の参画促進 (53) 地域における女性の参画促進
基本目標6 地域において男女が共に支えあい、安全・安心で住みよい地域社会を目指します	1 地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援 重	(54) 地域の主体性を尊重した男女共同参画の推進と男女共同参画協議会等の活動支援 (55) 自治協議会等を中心とした男女共同参画意識の浸透
	2 地域活動の方針決定過程への女性の参画促進 重	(56) 自治協議会等への女性役員の参画促進 (57) 地域の女性リーダー育成と活躍支援
	3 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	(58) 市民への意識啓発

重 は重点的に取り組む施策

Ⅰ－2　男女共同参画基本計画（第３次）の進行管理・実施状況評価の方法

（１）進行管理・実施状況評価の考え方

① 目　的

福岡市男女共同参画基本計画（第３次）（計画期間：平成 28 年度から 32 年度）の進捗状況を確実に把握し、その評価を行うことにより、計画の実効性を確保し、評価を次年度以降の施策に反映させ、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を推進する。

② 評価の対象及び方法等

【評価の対象等】

区分	対　象	評価者	摘　要
一般評価	**一般評価事業** 事業実施担当課が実施する各事業	**事業実施担当課** 毎年度、「達成度」について自己評価を実施 ↓ 審議会に報告 次年度以降の事業に反映	**〔判定区分〕** **〈達成度〉** Ａ：９０％以上（十分達成している） Ｂ：７０％以上（ある程度達成している） Ｃ：５０％以上（達成が不十分である） Ｄ：５０％未満（達成できていない） 平成 32 年度までの事業目標を踏まえ、平成３０年度事業の「達成度」を自己評価。
重点評価	**重点評価項目** 重点的に取り組む施策（６項目）	**審議会** 毎年度、継続的に評価を実施 ↓ 次年度以降の施策に反映	**〔判定区分〕** **〈達成状況〉** ・順調 ・おおむね順調 ・やや遅れている ・遅れている ・重点評価項目に該当する事業の実施状況について、達成状況の判定とともに、審議会での主な意見を記載。
総合評価	**基本目標** 基本計画（第３次）に規定する６つの基本目標	**審議会** 全ての評価内容を踏まえ、次期計画策定過程で評価を実施（平成３２年度） ↓ 次期基本計画に反映	

【評価の方法】

① 評価

審議会において、重点評価項目ごとに評価を行う。評価は、事務局（男女共同参画課）が重点評価項目の進捗状況を把握し、作成した進行管理票により行う。

② 審議会への事業実施担当課の出席

重点評価項目の審議において、事業実施担当課が出席する。

③ 公表

施策の実施状況及びその評価内容について、年次報告書を作成し、事業の実施状況に関する評価の結果を次年度の事業に反映するとともに、市民に公表する。

（２）進行管理・評価の流れ

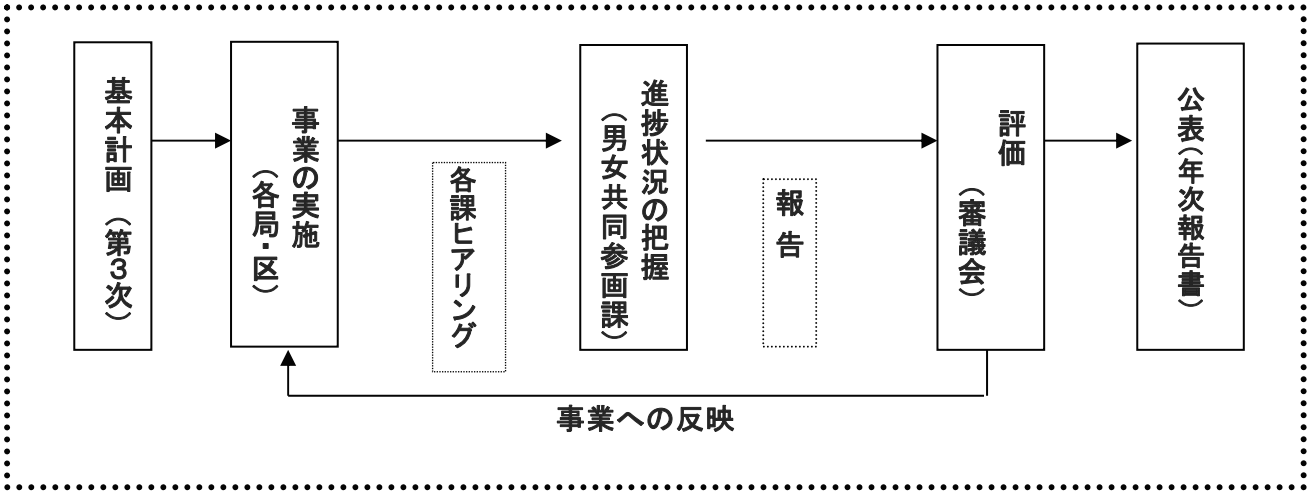

〈参考〉

福岡市男女共同参画を推進する条例

第１２条：「市長は、毎年１回、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及びその評価について報告書を作成し、これを公表するものとする。」

第２８条：「審議会は次に掲げる事務を行う。」

第２号：「男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。」

Ⅰ－3　審議会日程

開催日	会　議	審　　議　　項　　目
7／26 （金）	第８期第１回 審議会	「福岡市男女共同参画基本計画（第３次）」の平成３０年度 実施状況に対する評価について 〇配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護 〇市の政策・方針決定過程への女性の参画促進 〇地域における女性リーダー育成と男女共同参画の推進
8／1（木）	第８期第２回 審議会	「福岡市男女共同参画基本計画（第３次）」の平成 30 年度 実施状況に対する評価について 〇男女平等教育の推進 〇仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 〇働く場での女性活躍の推進

Ⅱ　福岡市男女共同参画基本計画（第３次）の実施状況及び評価

Ⅱ－1　重点評価項目の実施状況及び評価

重　点　評　価　項　目	
1	男女平等教育の推進
2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護
3	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
4	働く場での女性活躍の推進
5	市の政策・方針決定過程への女性の参画促進
6	地域における女性リーダー育成と男女共同参画の推進

〔４　主な事業の実施状況　〕

平成３０年度の「事業実績」を記載している。
継続事業については、進捗状況を明らかにするため
平成２９年度の「事業実績」を〈　　〉で記載している。

〔判定区分〕

平成３２年度までの事業目標を踏まえ、平成３０年度事業の「達成状況」を判定

【達成状況】
- 順調
- おおむね順調
- やや遅れている
- 遅れている

【様式3】

重点評価項目　進行管理票

<table>
<tr><td rowspan="9">Ⅰ
事務局記入欄</td><td colspan="2">1 重点評価項目</td><td>1</td><td colspan="4">男女平等教育の推進</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2
対象事業</td><td>基本目標</td><td>1</td><td colspan="4">男女平等意識が浸透した社会を目指します。</td></tr>
<tr><td>施策の方向</td><td>1</td><td colspan="4">男女平等教育の推進</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業実施
担当課評価</td><td colspan="2">達成度</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象事業数</td><td>5</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">3 施策の進捗状況</td><td colspan="5">子どもの頃から性別にとらわれない自己形成ができるよう，小中学生向けの男女平等副読本を作成・配布するとともに，中学生向け出前セミナーを実施するなど，学校における男女平等教育を推進した。
また，教育関係者を対象に男女共同参画の意識啓発のための研修を実施した。</td></tr>
<tr><td colspan="2">4 主な事業の
実施状況</td><td colspan="5">■男女平等教育の推進
○小・中学生向け男女平等教育副読本の作成・活用
小学校：はらっぱ
（小学校3，4年生対象，3年時に配付）
・発行部数　16,500部〈16,000部〉　活用率　87.5%〈88.2%〉
※小学生向け副読本については、作成から20年が経過しており、
時代に合わせた内容にイラストを修正するなど、一部変更を行った。
中学校：わたしらしく生きる
・中学校全学年対象(1年時に配付)
・部数　14,000〈41,000〉　活用率 52.2%〈 58.0%〉
※29年度は，30年度から使用する改訂版を全学年分配付

○中学生のためのキャリアデザイン啓発事業（中学生向け出前セミナー）
中学校へ講師を派遣し，男女共同参画の必要性や将来のキャリア形成への意識を高める出前セミナーを実施。
実施校　市立中学校19校＜24校＞

○中学校における職場体験学習の実施
参加学校及び生徒数：68校（100%），11,695名　〈11,707名〉
受け入れ事業所：3,168事業所　〈3,122事業所〉

○男女混合名簿の採用
採用率　小学校：100%〈100%〉
中学校：85.5%〈69.6%〉

○教職員への男女平等教育研修の実施　参加者数：214人〈225人〉
〈講演〉「男性学の視点から男女ともに生きやすい社会を考える」
講師：大正大学心理社会学部人間科学科准教授　田中俊之 氏
〈報告〉「中学生向け副読本の授業での活用について」
報告者：福岡市立田隈中学校教諭　野口浩司　氏

○新任教頭研修（29年度は教頭2年次研修）
参加者数　32人＜43人＞

○公民館，区役所職員への研修の実施
・新任公民館職員研修　実施回数及び参加者数：1回 43人　〈31人〉
・公民館運営研修　東区2回，博多区1回，中央区3回，南区1回，城南区1回
計216人
〈東区，博多区，中央区，南区　各1回　計158人〉</td></tr>
</table>

Ⅰ 事務局記入欄	5 懸案事項・課題	○中学校における副読本の活用や混合名簿の採用について，教育現場の実態を把握・分析したうえで，活用率及び採用の向上に取り組む必要がある。 ○次世代を担う子どもたちが性別にとらわれることなく，進路選択や職業選択ができるよう，学校のニーズを把握するとともに，講師の情報収集などに努め，より実効性のある男女共同参画の視点に立ったキャリア教育（中学生向け出前セミナー等）を推進する必要がある。 ○教職員への研修については，男女共同参画についての知識を深めるとともに，男女平等教育の参考となる事例報告等を行う講演会を企画する。教職員や公民館・区役所職員への研修について，継続して行っていく必要がある。

Ⅰ 事務局記入欄	6 今後の取組	○中学生向け副読本の活用率の向上を図るため，中学生向け出前セミナーのテキストとして副読本を活用することで活用事例とするとともに，男女平等教育研修会において，副読本の実践報告を実施する。 ○校長連絡会等において，副読本の活用や混合名簿の採用を進めるよう指導していく。また，混合名簿を採用していない学校については，指導を継続的に行う。 ○中学生向け出前セミナーを引き続き実施するとともに，教職員や公民館・区役所職員への研修は分かりやすく，より実践的なものとなるよう内容の充実に努める。	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

Ⅱ 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	おおむね順調
	【審議会意見】 男女混合名簿の採用率及び男女平等教育副読本の活用率の向上に向けて，実態を把握・分析するとともに，男女混合名簿を採用していない学校に対しては，人権の観点からの理解を求めるなど努められたい。		

【様式3】

重点評価項目　進行管理票

<table>
<tr><td rowspan="9">Ⅰ
事務局記入欄</td><td colspan="2">1 重点評価項目</td><td>2</td><td colspan="4">配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護</td></tr>
<tr><td rowspan="4">2
対象事業</td><td>基本目標</td><td>2</td><td colspan="4">女性への暴力が根絶され，男女の人権が尊重されるとともに，誰もが安心して暮らせる社会を目指します。</td></tr>
<tr><td>施策の方向</td><td>1</td><td colspan="4">配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業実施
担当課評価</td><td colspan="2">達成度</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象事業数</td><td>13</td><td>18</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">3 施策の進捗状況</td><td colspan="5">配偶者等からの暴力を防止し，被害者の早期発見，早期対応を図るため，若年層を含めた暴力防止のための広報・啓発や相談窓口の周知を行うとともに，配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関と連携して，相談，保護，自立支援まで被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組んだ。</td></tr>
<tr><td colspan="2">4 主な事業の
実施状況</td><td colspan="5">■配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護
○福岡市DV防止講演会の実施
「DVのしくみを理解するために～加害・被害と子どもへの影響～」
講師：信田　さよ子氏（原宿カウンセリングセンター）
参加者数：150人〈111人〉
○ホームページへの掲載，配偶者暴力相談支援センターカード・リーフレットの配布等による広報啓発
外国籍の方に向けたDV相談窓口の周知のため，新たに9か国語（英語・中国語・韓国語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語・タイ語・ロシア語・ポルトガル語）によるリーフレットを作成した。
カード・リーフレットの配布個所数：453箇所＜765箇所＞

○デートDV防止教育講演会の実施
・市立高校4校でデートDV防止教育講演会を実施。各校において，毎年デートDV防止教育講演会を実施することが定着した。
・参加者数：1,272人〈2,511人〉

○デートDV防止啓発カード・ポスター配布及び教職員を対象とした研修の実施等
・29年度から新たにデートDV防止啓発カードを市立中学3年生及び市立高校生へ配布した。
カード配布先：市立中学3年生（69校），市立高校生（4校）
・カードを配布するにあたり，事前に教職員を対象に研修を実施し，生徒からのDV相談への対応，DV家庭で育つ生徒への支援等について理解促進を図るとともに，初期の相談先で最も多い友人（生徒）が関係機関に繋ぐなどの適切な対応が取れるように，生徒指導力の向上を図った。
参加者数：250人＜250人＞
・人権読本「ぬくもり」中学生版の改訂で，授業に活用できるようにデートDVに関する題材を新たに盛り込んだ。
・デートDV防止啓発ポスターを，市立中学校及び高校，専門学校，大学，ほか関係機関へ配布した。

○DV相談や通報への対応　相談件数：3,369件〈3，603件〉
・福岡市配偶者暴力相談支援センターや各区保健福祉センター，男女共同参画推進センター・アミカス等が連携した相談対応の実施
・県配偶者暴力相談支援センター及び警察と連携した24時間対応の実施

○相談員等研修
・国・県が主催するDVに関する研修への参加　参加者数：延172名〈延157名〉
・こども家庭課主催によるDVに関する研修の実施　参加者数：18名〈20名〉
・市民と直接接する機会が多い区役所職員や地域の民生委員等に対する研修の実施及び出前講座の実施
実施回数：6回〈4回〉　参加人数：458人〈382人〉</td></tr>
</table>

Ⅰ 事務局記入欄	4 主な事業の実施状況	○配偶者等から暴力を受けた母子等の一時保護 ・県・市・民間施設での保護 ・民間支援団体の活動支援 ○自立支援 ・住居，就業，法的制度，心理的ケア等の施策について情報提供や支援 ・市営住宅，児童福祉，ひとり親家庭福祉，医療保険，年金，生活保護等の各種制度を活用した被害者の自立支援 ・DV被害者の子どもに対しては，DV相談機関と区子育て支援課・こども総合相談センターが連携して支援 ○関係機関との連携強化 ・各区家庭児童相談室・配偶者暴力相談支援センター・アミカス相談室の相談員連絡会議の実施　年1回〈1回〉 ・「福岡市女性に対する暴力防止連絡会議」の実施，及び「福岡県配偶者からの暴力防止対策連絡会議」「配偶者暴力相談支援センター連絡会議」への参加
	5 懸案事項・課題	○DV被害が深刻化する前に相談できるよう，市民への意識啓発や相談窓口の周知を行う必要がある。 ○教育委員会と連携して，教職員のDVに対する理解を深めるとともに，子どもの発達段階に応じた取り組みを検討する必要がある。 ○相談員のスキル向上を図るために，内容や方法について検討し，計画的に研修を実施する必要がある。 ○関係機関との情報交換を行い，連携の一層の推進を図る必要がある。

Ⅰ 事務局記入欄	6 今後の取組	○ DV防止のための意識啓発及び相談窓口の周知徹底に取り組むため，啓発カード・リーフレット等の配布や，講演会等を活用した広報活動を実施するとともに，DV研修講師の派遣等，DV防止に関する取組みについて周知する。 ○DV相談窓口広報先の拡大に取り組む。 ○DV予防教育のため，引き続き，市立高校対象にデートDV防止教育講演会を実施するとともに，DV予防教育を中学生にも拡大するため，教育委員会と連携して教職員研修等を実施する。 ○被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組むため，引き続き，DV相談に対する相談・保護体制，自立のための支援を充実させる。 ○DV相談窓口の相談員が適切な被害者支援を行うことができるよう，スキル向上のための研修の実施，受講を継続する。 ○女性に対する暴力の防止及び被害者支援の推進を図るため，引き続き，「福岡市女性に対する暴力防止連絡会議」の実施及び「福岡県配偶者からの暴力防止連絡会議」，「配偶者暴力相談支援センター連絡会議」等への参加を行う。	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

Ⅱ 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	おおむね順調
	【審議会意見】 デートDV防止教育講演会については，市立の高校に限らず，情報提供を行っていただきたい。 DV防止講演会については，より多くの市民に関心を持たれるように工夫されたい。 DV相談窓口の周知のために広報・啓発カードの配布先を小売店等にも拡大するよう検討していただきたい。 DV被害者やその家族が確実に相談機関へつながることができるよう，地域の関係機関や関係団体と一層の連携を図りながら支援に努められたい。		

【様式3】

重点評価項目　進行管理票

<table>
<tr><td rowspan="13">Ⅰ
事務局記入欄</td><td colspan="2">1 重点評価項目</td><td>3</td><td colspan="4">仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進</td></tr>
<tr><td rowspan="5">2
対象事業</td><td>基本目標</td><td>3</td><td colspan="4">仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します</td></tr>
<tr><td rowspan="3">施策の方向</td><td>1</td><td colspan="4">仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="4">男性の家庭・地域への参画促進</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="4">子育て・介護支援の充実</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業実施
担当課評価</td><td colspan="2">達成度</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象事業数</td><td>29</td><td>36</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">3 施策の進捗状況</td><td colspan="5">○市役所においては，時間外勤務縮減や定時退庁に向けた取組み，ワーク・ライフ・バランス等に関する研修の実施や両立支援制度の周知に努めるとともに，男性職員の家事育児参画の促進に取り組んだ。

○待機児童の解消を目指し，多様な手法による保育所等の整備を実施するとともに，延長保育や休日保育の拡充など，利用者のニーズに柔軟に対応するため，多様な保育サービスの充実に取り組んだ。

○仕事と介護の両立についての情報提供やアドバイスを行う「働く人の介護サポートセンター」の認知度を向上するため，周知に努めた。</td></tr>
<tr><td colspan="2">4 主な事業の
実施状況</td><td colspan="5">■仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
○社会貢献優良企業優遇制度「次世代育成・男女共同参画支援事業」の認定
認定企業数　144社　〈129社〉

○企業・団体に対して，“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”への賛同の呼びかけ
賛同企業数　1,074企業・団体　〈1,058企業・団体〉
・働く人の認知度を向上するため，市営地下鉄駅構内で通勤時間帯に放送。
・子ども参観日の実施（8月1日）　など

○福岡市特定事業主行動計画に基づく仕事と家庭の両立支援策の推進
「福岡市特定事業主行動計画」に基づき，ワーク・ライフ・バランス等に関する研修の実施や，職員の状況に合わせた柔軟な働き方ができるよう，早出遅出勤務，在宅勤務等の制度の実施など，職業生活と家庭生活の両立に向けた取組みを行った。
・子どもが生まれた男性職員の出産・育児支援休暇取得率93.1%〈91.1%〉
・職員の年次有給休暇の年間平均取得日数　16.1日〈15.7日〉
・子どもが生まれた男性職員のうち，育児休業，部分休業，育児短時間勤務のいずれかを取得した職員の割合　16.1%〈10.8%〉

■男性の家庭・地域への参画促進
○男性カレッジ　3回
定員　72人
参加者数　72人〈124人〉

■子育て・介護支援の充実
○保育所等整備
整備数　1,921人分　〈2,531人分〉
（平成31年4月1日　保育所等入所定員　39,782人）

○働く人の介護サポートセンター
相談件数　344件　〈相談件数　248件〉</td></tr>
</table>

Ⅰ 事務局記入欄	5 懸案事項・課題	○企業・団体に対し，“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”への賛同を呼びかけていく必要がある。 ○今後も保育需要は増加する傾向にあり，引き続き保育所等入所定員の拡充や保育サービスの充実が必要である。 ○企業に対し，働く人の介護サポートセンターの広報に努めていく必要がある。

Ⅰ 事務局記入欄	6 今後の取組	○“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”への賛同の呼びかけを行っていくとともに，企業の取組み等について，ホームページ等でPRする。また，新規登録団体等へ子ども参観日実施報告書の配布やホームページへの掲載により「子ども参観日」の実施を呼びかけていく。さらに，メールマガジンの効果的な活用等により賛同企業への情報提供や働きかけ等を行う。 ○認可保育所の新築や増改築，小規模保育事業の認可，幼稚園における2歳児受け入れなどにより，保育の受け皿確保に取り組むとともに，保育サービスの充実について，実施園拡充の促進策を検討する。 ○「働く人の介護サポートセンター」での窓口・電話相談を行っていくとともに，企業への出張相談を引き続き実施する。	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

Ⅱ 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	おおむね順調
	【審議会意見】 保育の一時預かり事業については，目標値が高く設定されており，現状と差があるが，企業主導型保育施設等においても，同様の一時預かりが行われるようになっており，目標設定当時とは状況が変わってきていることから，より実態にあう目標に見直していただきたい。 講座・イベント（とくに男性カレッジのような企画）開催時においては，一人でも多くの人に周知できるよう，引き続き広報に努められたい。		

重点評価項目　進行管理票

<table>
<tr><td rowspan="11">Ⅰ
事務局記入欄</td><td colspan="2">1 重点評価項目</td><td>4</td><td colspan="5">働く場での女性活躍の推進</td></tr>
<tr><td rowspan="6">2
対象事業</td><td>基本目標</td><td>4</td><td colspan="5">働く場において男女が対等に参画し，女性が活躍できる社会を目指します</td></tr>
<tr><td rowspan="3">施策の方向</td><td>1</td><td colspan="5">企業における女性活躍推進の支援</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="5">働く女性への支援</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="5">女性の就業・起業支援</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業実施
担当課評価</td><td colspan="2">達成度</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象事業数</td><td>10</td><td>13</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">3 施策の進捗状況</td><td colspan="6">○女性活躍推進に取り組む企業を紹介し，企業における女性活躍の「見える化」を推進するため，「ふくおか女性活躍NEXT企業　見える化サイト」を運営するとともに，市内企業・事業者を対象に女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するセミナーを開催した。また，企業を対象に女性の活躍を促進するための先進事例の紹介を行う講演会を実施し，啓発に努めた。

○男女共同参画推進センター・アミカスにおいて働く女性のスキルアップや起業支援など女性のチャレンジを支援する講座を実施した。</td></tr>
<tr><td colspan="2">4 主な事業の
実施状況</td><td colspan="6">■企業における女性活躍の推進
○「ふくおか女性活躍NEXT企業　見える化サイト」の運営
登録企業数　244社＜223社＞
・Facebook「ふくおか人事の広場」（企業の人事担当者向け），
Twitter 「ふくおか就活・転活部」（学生向け），「見える化サイト」を広報周知
○見える化サイトを改修し，女性活躍に取り組む企業を紹介する「企業インタビュー」や「お知らせ」などのページを設け，コンテンツを充実させた。

○一般事業主行動計画策定支援セミナーを開催
・セミナー参加者 全1回14人＜全5回　79人＞
・セミナー受講者の満足度　85.7％＜96％＞
（有効回答14人＜72人＞）

○個別訪問型ワークショップを実施
行動計画の策定につながる具体的な支援として，講師が企業を訪問し，経営方針に直接関わる経営者・管理職が参加するワークショップを開催。
・ワークショップ実施企業数　14社（1社あたり1～2回訪問）
・うち行動計画策定企業数　10社

＜訪問型フォローアップ（29年度）＞
一般事業主行動計画策定支援セミナーの参加後，希望企業に対し講師が企業を訪問し，行動計画策定に関する相談やその他女性活躍推進に向けた課題などの相談に対応。
・フォローアップ実施企業数　31社（1社あたり1回訪問）
・うち行動計画策定企業数　4社

○企業向け講演会
参加者　262人　70社　〈261人　85社〉
・基調講演
「職場で役立つ！セクハラ新常識」
講師：金子　雅臣氏（一般社団法人　職場のハラスメント研究所　所長）
・「ふくおか女性活躍NEXT企業　見える化サイト」の案内</td></tr>
</table>

Ⅰ 事務局記入欄	4 主な事業の実施状況	■働く女性への支援 ○女性リーダー育成研修（全3回×2コース） 参加者数： 46人 〈118人〉 ○働くあなたのガイドブック」の発行 作成部数 ・平成29年度改訂版3,000部（増刷）＜8，700部＞ ・平成30年度改訂版9,000部（平成31年2月発行） 配布部数 ・平成29年度改訂版2,252部＜8，642部＞ ・平成30年度改訂版4,935部 ■女性の就業・起業支援 ○ママのためのお仕事スタートアップ（全1回×2コース） 参加者数 18人 〈14人〉 ○女性のための就職応援プログラム（全2回×2コース） 参加者数 33人 〈34人〉 ○女性の起業支援セミナー（全6日間） 参加者数 14人 〈24人〉 ○IT活用セミナー 4回＜4回＞ 参加者数 177人 〈163人〉
	5 懸案事項・課題	○「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」について，市内企業へ周知し，登録企業数を増やす必要がある。 ○「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定については，市内企業の大部分を占める中小企業は行動計画の策定が努力義務となっているため，計画策定への支援が必要である。 ○女性のチャレンジを支援するセミナー・研修について，申込者の増加や受講生の満足度がより向上するように，開催方法について工夫する必要がある。

Ⅰ 事務局記入欄	6 今後の取組	○ 「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」において，女性活躍に資する市内外の情報発信や関連サイトリンク集等の掲載内容の充実を図るとともに，えるぼし取得企業を中心に個別訪問を行い，掲載企業数を増やす。 ○女性活躍推進法施行後3年の見直しによる法改正に注視し，主に従業員101人以上300人以下の企業を対象に，集合型セミナーの開催及び企業への個別訪問を行い，一般事業主行動計画策定の支援を行う。 ○引き続き企業や受講対象者のニーズを把握しながら，女性リーダー育成研修や女性の就職支援セミナー等の就労・起業に役立つ講座を実施する。	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

Ⅱ 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	おおむね順調
	【審議会意見】 女性が管理職として活躍できるよう，女性活躍の事例を紹介するなど，「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」のさらなる充実を図るとともに，情報発信に努めていただきたい。 女性活躍については，働き方改革等を反映して企業における取組みが変わってきているため，福岡市女性活躍推進に関する実態調査においては，それを考慮した質問を含め，業種や規模別の分析を行い，女性活躍の課題を改善するための市の施策を検討していただくよう期待する。		

【様式3】

重点評価項目　進行管理票

<table>
<tr><td rowspan="9">Ⅰ
事務局記入欄</td><td colspan="2">1 重点評価項目</td><td>5</td><td colspan="4">市の政策・方針決定過程への女性の参画促進</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2
対象事業</td><td>基本目標</td><td>5</td><td colspan="4">政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します</td></tr>
<tr><td>施策の方向</td><td>1</td><td colspan="4">市の政策・方針決定過程への女性の参画促進</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業実施
担当課評価</td><td colspan="2">達成度</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象事業数</td><td>3</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">3 施策の進捗状況</td><td colspan="5">○各審議会等の委員改選時期を把握し事前協議を徹底するとともに，庁内の推進組織である「福岡市男女共同参画推進協議会」において，審議会等委員への女性の参画率40%の目標達成や本市女性職員の登用促進について，全庁に強く働きかけた。

○「福岡市特定事業主行動計画」に基づき，女性職員の活躍推進に取り組んだ。</td></tr>
<tr><td colspan="2">4 主な事業の
実施状況</td><td colspan="5">■市の政策・方針決定過程への女性の参画促進
○福岡市男女共同参画推進協議会・幹事会の開催
協議会 1回 〈1回〉，　幹事会 1回 〈1回〉
（協議会の議題）
・福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の実施状況及び評価について
※平成30年度幹事会は書面開催

○「審議会等への女性の参画促進に関する要綱」に基づく，審議会等委員の改選時の事前協議の実施
・改選のおおむね3か月前までに課長級での事前協議の徹底及び部長級への働きかけ　事前協議実施数 34 〈 25 〉

・団体への効果的な推薦依頼方法のアドバイス等の実施

・審議会等委員への女性の参画率 34.7% 〈34.3%〉
・女性委員のいない審議会等の数 0 〈 0 〉

○「福岡市特定事業主行動計画」に基づく女性職員の活躍推進
・男女の別なく能力・意欲に応じた配置，登用
・若手女性職員の本庁配置など，早期キャリア形成に向けた配置
・本人の能力や意欲に応じて，子育て中の職員も，政策立案業務ができる職場に配置
・キャリア形成に関する研修の実施
・時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進
・ワーク・ライフ・バランス等に関する研修の実施
・両立支援制度の周知や男性職員の家事育児参画の促進

など，女性職員の育成・登用及び全ての職員の職業生活と家庭生活の両立に向けた取組みを行った。

・福岡市役所における女性管理職比率 13.6% 〈12.8%〉</td></tr>
</table>

Ⅰ 事務局記入欄	5 懸案事項・課題	○本市のあらゆる施策が男女共同参画の視点を持って展開されるよう，福岡市男女共同参画推進協議会等において，職員に対する男女共同参画基本計画の周知徹底を図る必要がある。 ○審議会等委員への女性の参画については，今後も事前協議等の継続した取組を行っていく必要がある。 ○市女性職員の活躍を推進するためには，女性職員のキャリア形成とともに，男性の家事・育児への参画や長時間労働を前提としない働き方に転換していく必要がある。

Ⅰ 事務局記入欄	6 今後の取組	○今後も男女共同参画推進協議会・幹事会において，様々な分野への女性の参画促進等について働きかけるなど全庁横断的に本市の男女共同参画施策を推進する。 ○審議会等委員の改選時においては，事前協議の時期に所管部署への働きかけを行うとともに，女性の人材発掘に努め，女性委員の参画が進んでいない分野への積極的な情報提供に努める。 ○「福岡市特定事業主行動計画」に基づく取組みを継続し，女性職員の意欲と能力を十分に発揮させるとともに，全ての職員が働きやすい職場環境の整備に取り組んでいく。	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

Ⅱ 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	おおむね順調
	【審議会意見】 全体的に，女性の参画は進んできている。審議会等の女性の参画については，女性の参画が少ない分野の人材発掘等について検討するなど，引き続き，市の政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう努めていただきたい。		

【様式3】

重点評価項目　進行管理票

<table>
<tr><td rowspan="10">Ⅰ
事務局記入欄</td><td colspan="2">1 重点評価項目</td><td>6</td><td colspan="4">地域における女性リーダー育成と男女共同参画の推進</td></tr>
<tr><td rowspan="4">2
対象事業</td><td>基本目標</td><td>6</td><td colspan="4">地域において男女が共に支えあい，安全・安心で住みよい地域社会を目指します</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施策の方向</td><td>1</td><td colspan="4">地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="4">地域活動の方針決定過程への女性の参画促進</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業実施
担当課評価</td><td colspan="2">達成度</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象事業数</td><td>13</td><td>16</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td colspan="2">3 施策の進捗状況</td><td colspan="5">福岡市男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」にあわせて，各校区において男女共同参画推進の取組みが実施されるよう支援するとともに，先進的な取組みを行っている校区の活動紹介や地域の女性リーダー育成講座の開催，男女共同参画コーディネーターやアミカス寸劇隊などの派遣などにより，地域における男女共同参画推進に取り組んだ。</td></tr>
<tr><td colspan="2">4 主な事業の実施状況</td><td colspan="5">■地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援
○地域における主体的取組への支援
・福岡市男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」及び「シンボルマーク」の広報・周知
（市政だより・ホームページへの掲載，ポスター，チラシの配布等）
・取組を実施した校区数　142／149校区・地区　〈145／147校区・地区〉
※分母は「みんなで参画ウィーク」の実施アンケート回答数

○各区男女共同参画連絡会の活動支援
・各校区が実施する男女共同参画の推進に関する取組みの支援

○男女協サミット（「アミカス30周年記念祭」と同時開催）
参加人数:　234名　〈268名〉
講演「おひとりさまの老後に備える知恵と工夫
～超高齢社会を安心して生きるための男女共同参画～」
講師：中澤まゆみ氏（ノンフィクションライター）

○七区男女共同参画協議会の活動支援
・七区男女共同参画協議会代表者会議の開催　4回　〈4回〉
・各校区の男女共同参画研修会実施調査

○男女共同参画出前講座の実施　9件　231人　〈11件　325人　〉

○男女共同参画つうしん
年5回発行</td></tr>
</table>

Ⅰ 事務局記入欄	4 主な事業の実施状況	○男女共同参画コーディネーター派遣事業 1校区派遣＜3校区派遣＞ ○男女共同参画推進サポーター派遣事業 10件 353名受講 （受講者の満足度 85%） ＜9件 162名受講＞ ○アミカス寸劇隊派遣事業 12件 426名受講 （受講者の満足度 80%） ＜13件 481名受講＞ ○校区男女共同参画推進組織と校区諸団体との連携支援事業 9件 307名受講 （受講者の満足度 86%） ＜12件 480名受講＞ ○区役所職員への研修の実施 男女共同参画推進担当職員研修 参加者数：13人 〈14人〉 ■地域活動の方針決定過程への女性の参画促進 ○「地域女性活躍チャレンジ塾」 講師 佐藤 倫子氏（福岡教育大学 非常勤講師） 内容 講義，ワークショップ等の連続講座 ・実施回数 全3回〈全4回〉 ・参加者数 15名〈15名〉
	5 懸案事項・課題	○福岡市男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」の周知に努め，全校区で週間にあわせ，より充実した主体的取組が継続して実施されるよう，地域への支援に努める必要がある。 ○地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進するため，より多くの女性リーダー育成に引き続き取り組む必要がある。

Ⅰ 事務局記入欄	6 今後の取組	○「みんなで参画ウィーク」が地域に定着するよう広報・啓発に努めるとともに，地域における男女共同参画推進の取組みが，全市的に広がりを持って展開されるよう，七区男女共同参画協議会と連携し，地域の主体的な男女共同参画推進活動を支援する。 ○現在地域活動を行っている女性や地域活動に関心のある女性を対象に，リーダーに求められる資質の向上のための学習機会やネットワークづくりの場を提供する事業を実施する。	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

Ⅱ 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	おおむね順調
	【審議会意見】 男女共同参画意識が高まる啓発について，積極的に取組んでいただきたい。 その際，防災等をきっかけとした男女共同参画意識の啓発に期待したい。		

Ⅲ　データで見る福岡市の男女共同参画

福岡市の現状

○ 福岡市の人口推移と推計人口（1985 年～2040 年）

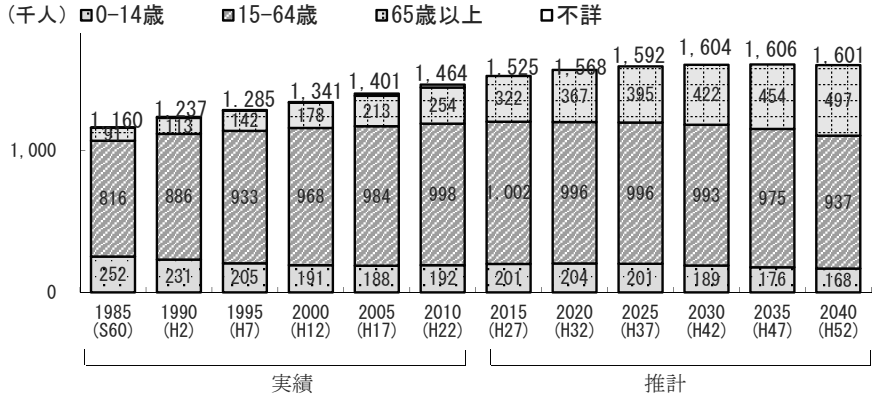

資料:総務企画局企画調整部(第 9 次福岡市基本計画)

○ 福岡市の人口･推計人口における年齢構造の変化(1985 年～2040 年)

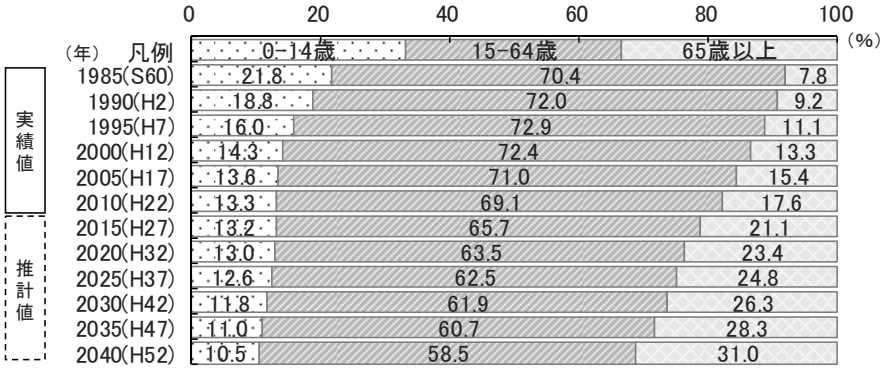

資料:総務企画局企画調整部(第 9 次福岡市基本計画)

○ 人口構成ピラミッド（男女・年齢構成　福岡市）

―平成30年9月30日現在,住民基本台帳―

全市1,538,005人

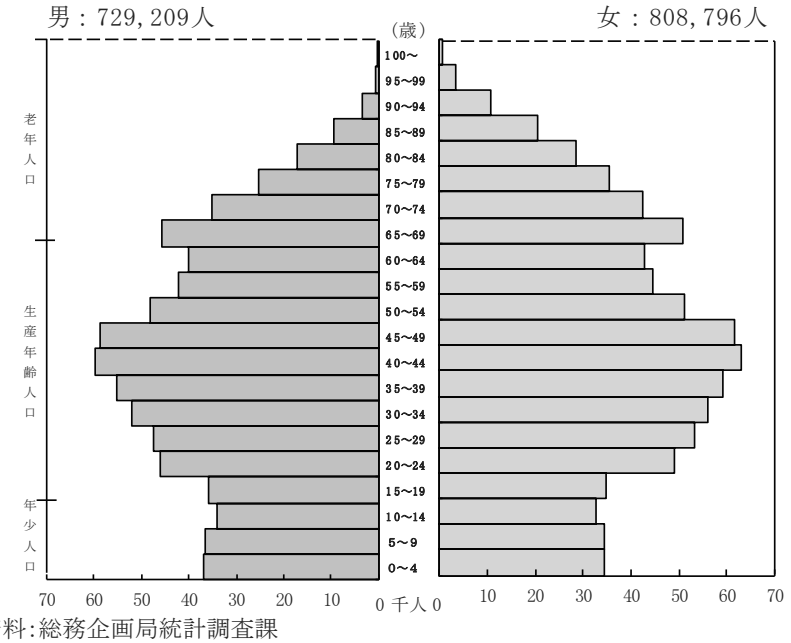

資料:総務企画局統計調査課

福岡市の現状

○　合計特殊出生率の推移

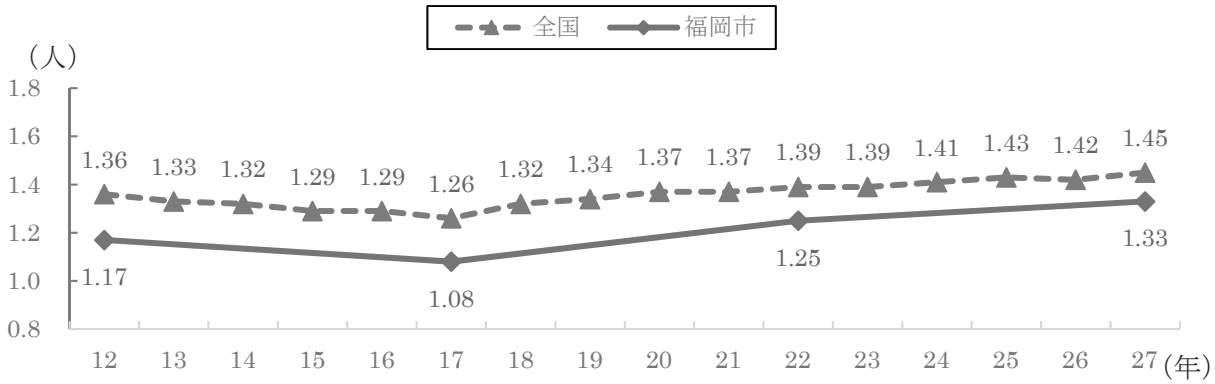

合計特殊出生率：1人の女性が仮にその年の出産の傾向どおりに一生の間に生むとしたときの子どもの平均数
※現人口を維持するのに必要な水準は 2.07
※福岡市は，国勢調査結果に基づいて算出

資料：厚生労働省　平成 27 年人口動態統計

○　平均初婚年齢の推移（福岡市）

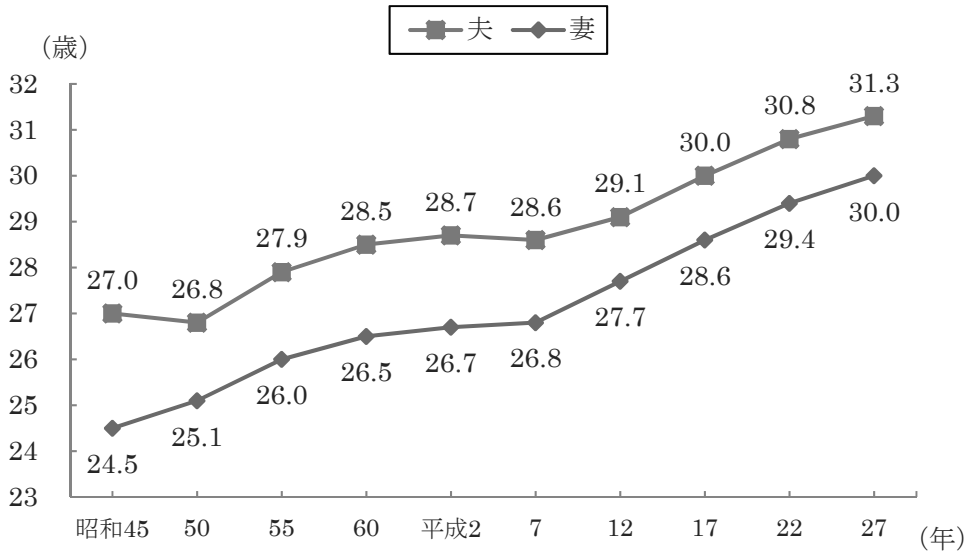

資料：厚生労働省「人口動態調査」

○　未婚率の推移（福岡市）

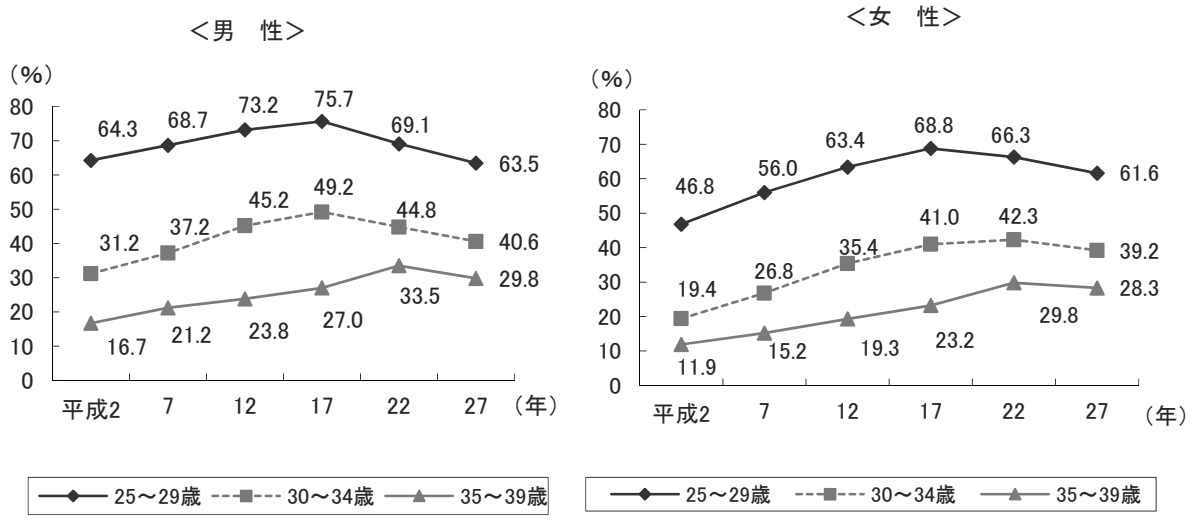

資料：総務省「国勢調査」

基本目標1　男女平等意識が浸透した社会を目指します

固定的性別役割分担意識の解消度は、緩やかな増加傾向にある。
中学校の男女混合名簿の採用率は、上昇傾向にある。

○社会全体で見た場合の男女の地位の平等感（平等と回答した人の割合）（福岡市）

数値目標（平成32年度）
30%

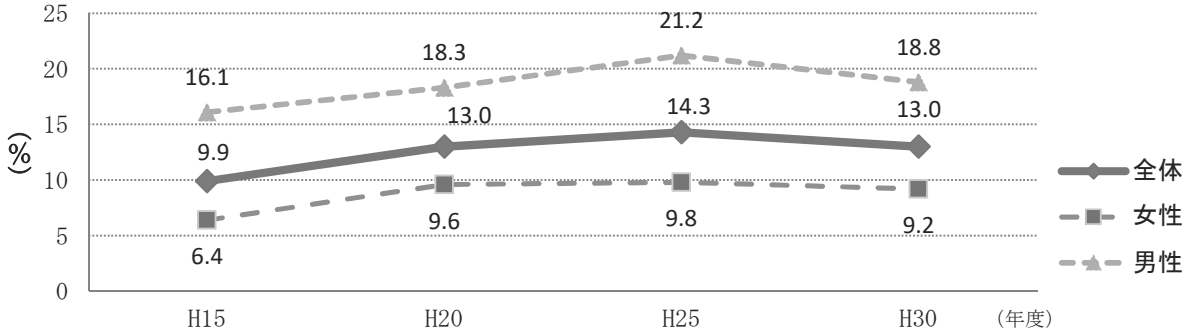

資料：H15・25　福岡市男女共同参画社会に関する意識調査
H20・30　市政に関する意識調査

○固定的性別役割分担意識の解消度（福岡市）

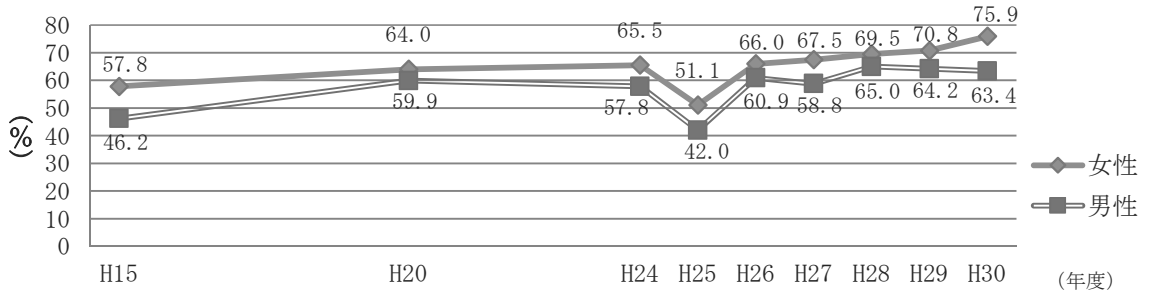

資料：H15・25　福岡市男女共同参画社会に関する意識調査
H20　市政に関する意識調査
H24・26・27・28・29・30　福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査

○男女平等教育副読本活用率　推移(福岡市)

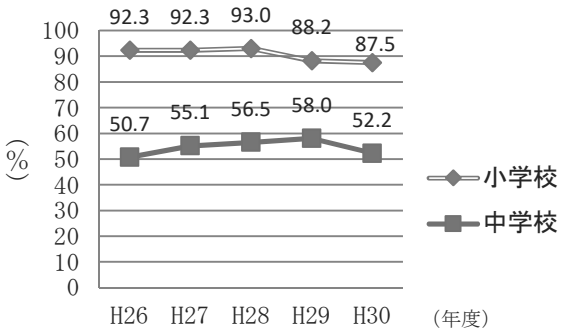

資料：市民局男女共同参画課

○男女混合名簿採用率　推移（福岡市）

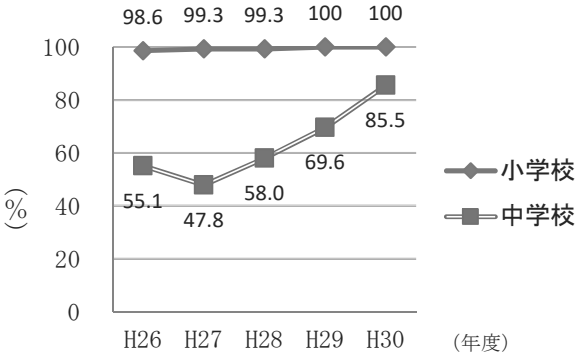

資料：教育委員会学校指導課

基本目標2　女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します

暴力に関する相談は、平成30年度は合計で3,369件であった。暴力の種類では「あなたを大声でどなる」などの精神的な暴力を受けた経験がある人の割合が最も高く、暴力を受けた際に我慢した人は半数近くにのぼっていた。

○ 福岡市DV相談件数の推移

	アミカス相談室	区家庭児童相談室	配偶者暴力相談支援センター	合計
26年度	871	3,121	347	4,339
27年度	731	4,035	389	5,155
28年度	502	2,588	374	3,464
29年度	609	2,605	389	3,603
30年度	673	2,312	384	3,369

資料：市民局事業推進課、こども未来局こども家庭課

○ 配偶者から暴力を受けた経験

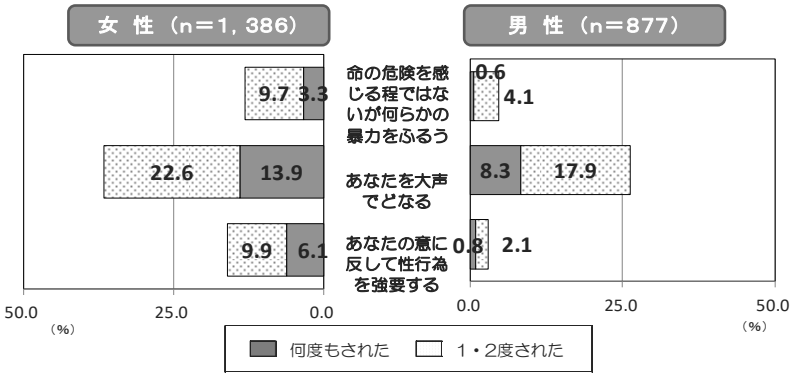

○配偶者等から暴力を受けた際に実際に我慢した人の割合

女 性 46．0%（n＝720）

男 性 50．1%（n＝359）

全 体 47．6%（n＝1，096）

資料：福岡市　平成30年度市政に関する意識調査

○ 恋人，配偶者，パートナーからの暴力について相談できる窓口の認知度

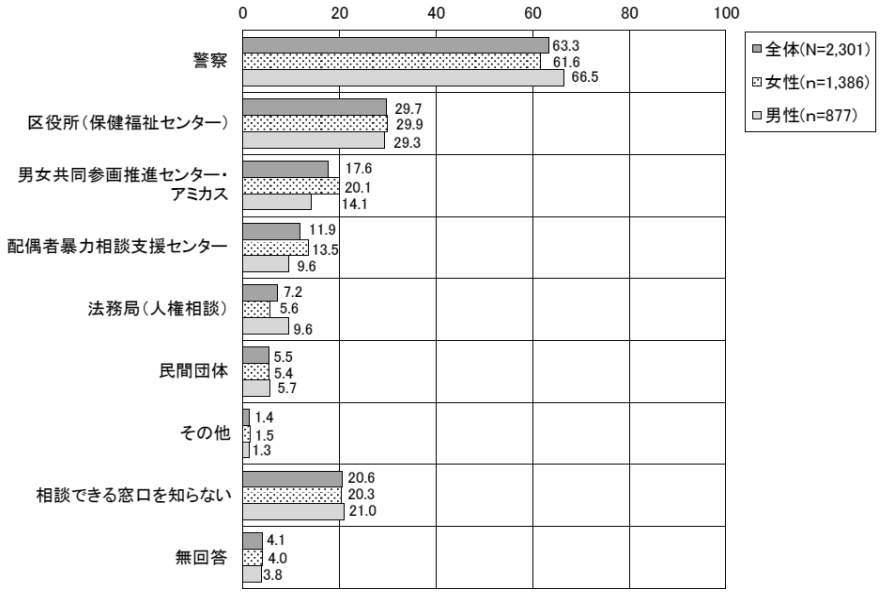

資料：福岡市　平成30年度市政に関する意識調査

○DV相談についてのカード・リーフレット・ステッカー配布箇所数

26年度	542
27年度	555
28年度	555
29年度	765
30年度	453

○ 事業所におけるセクシュアル・ハラスメント防止策や対応策の実施状況（福岡市）

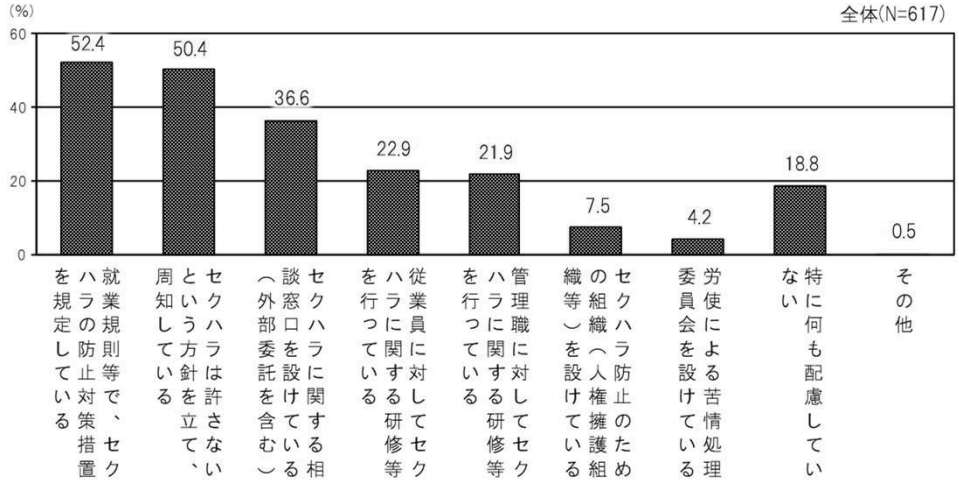

資料：福岡市　平成26年度女性労働実態調査

○ 第1子出生時の母の平均年齢の推移（福岡市）

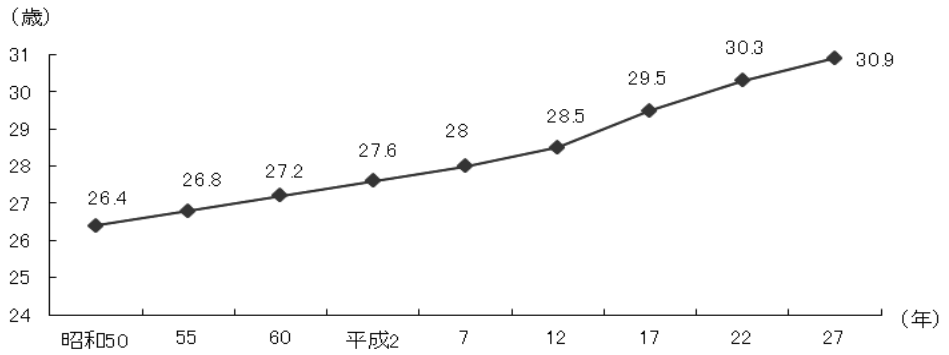

資料：保健福祉局地域医療課

○ 子宮頸がん・乳がん検診の受診者数の推移（福岡市）

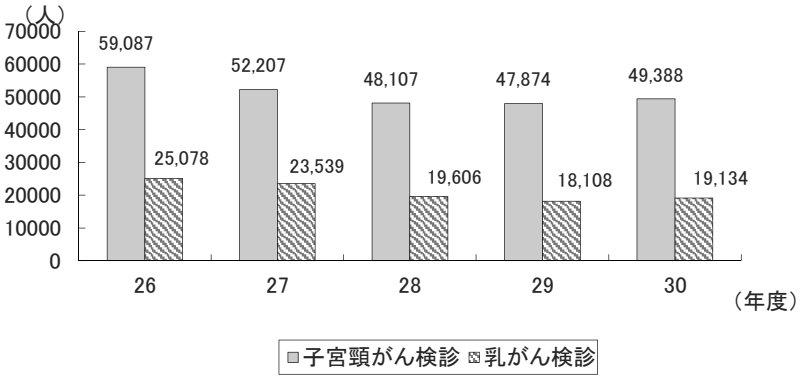

資料：保健福祉局健康増進課

基本目標3　仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します

企業に対しては職場環境の見直しや多様な制度の導入を望む人が多い。男性が育児休業などを取得することについては、男女とも肯定的な意見が8割を超えている。

保育所等の定員増の取組を進めているが、入所申込数の大幅な増加により、保育所等の待機児童数は平成31年４月１日時点で20人となっている。

○「ワーク・ライフ・バランス」推進のために企業に望むこと＜従業員＞（福岡市）

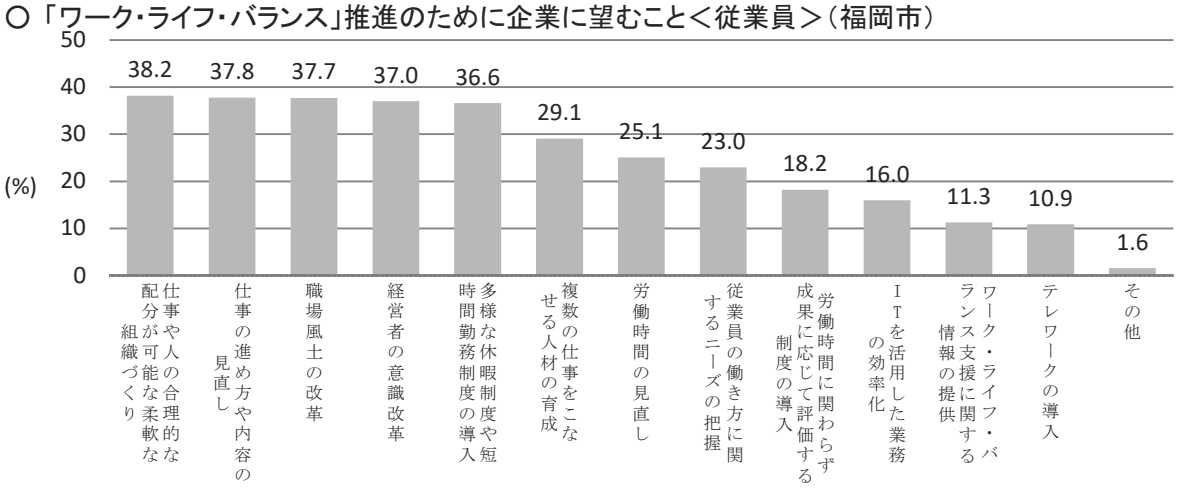

資料：福岡市　平成26年度女性労働実態調査

○「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度＜事業所＞（福岡市）

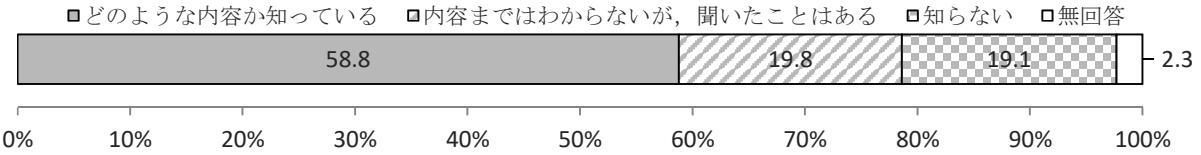

資料：福岡市　平成26年度女性労働実態調査

○「ワーク・ライフ・バランス」を推進するための制度の導入状況＜事業所＞（福岡市）

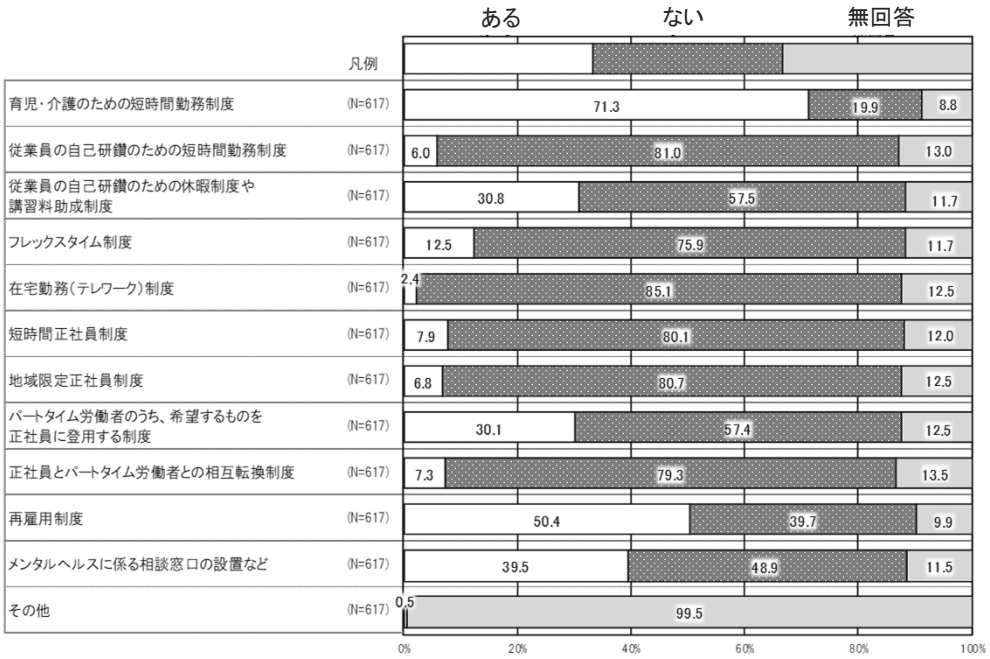

資料：福岡市　平成26年度女性労働実態調査

○ 男性が育児休業や子の看護休暇を取得することについて（福岡市）

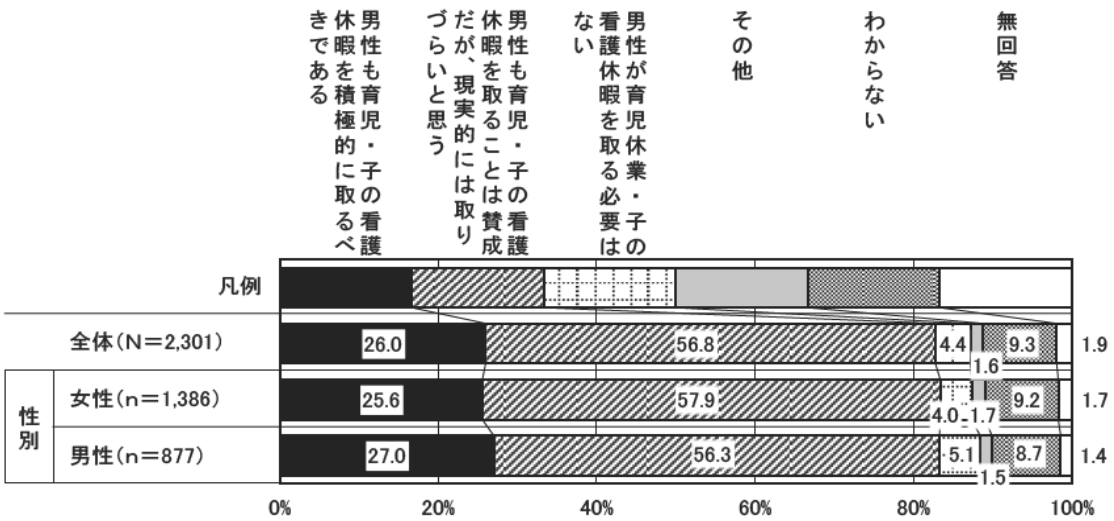

資料：福岡市　平成30年度市政に関する意識調査

○ 保育所の推移（福岡市）

各年4月1日現在

年度	施設数	定　員	入所人員（人）			待機児童数（人）
		（人）	総数	３歳未満	３歳以上	
27年度	291	31,928	32,669	13,922	18,747	61
28年度	316	33,494	33,935	14,694	19,224	73
29年度	347	35,330	35,400	15,667	19,733	89
30年度	386	37,861	38,256	16,348	20,437	40
31年度	429	39,782	38,174	16,869	21,305	20

※平成27年度は，認定こども園，地域型保育事業所，幼稚園長時間預かりを含む数値。
※平成28～30年度は，認定こども園，地域型保育事業所を含む数値。
※平成31年度は，認定こども園，地域型保育事業所，幼稚園２歳児預かり事業を含む数値。
資料：こども未来局運営支援課

○ 社会貢献優良企業優遇制度
（次世代育成・男女共同参画支援事業）

認定企業数	26年度	87
	27年度	93
	28年度	109
	29年度	129
	30年度	144

資料：市民局
女性活躍推進課

○ “「い～な」ふくおか・子ども週間”

賛同企業数・団体登録数	26年度	954
	27年度	973
	28年度	1,028
	29年度	1,058
	30年度	1,074

資料：こども未来局
総務企画課

基本目標4　働く場において男女が対等に参画し，女性が活躍できる社会を目指します

雇用者に占める女性の割合は次第に増加しているが、女性活躍推進への取組を進めている事業所は約半数となっている。
女性が職業を持つことについては、「ずっと職業を持っている方がよい」との回答において、女性は44.6%、男性は36.3%と男女で意識の違いがある。

○ 雇用者に占める女性の人数と割合の推移（福岡市）

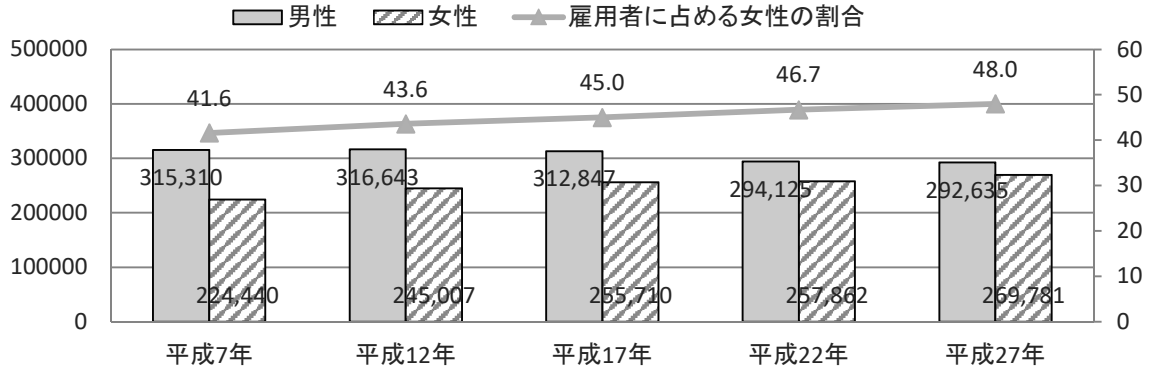

資料：総務省「国勢調査」

○ 女性活躍推進への取組の推進状況（福岡市）

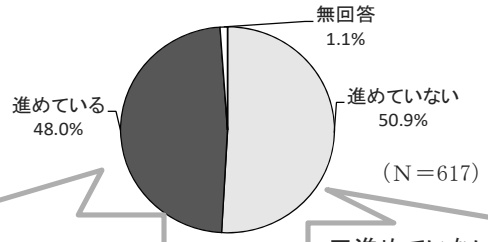

■進めている理由

優秀な人材の確保・定着のため	86.8%
労働力確保のため	43.2%
女性の視点を生かした商品開発やサービスなどができるから	32.8%
女性従業員が望んでいるから	10.1%
国や自治体が推進しているから	9.5%
企業のイメージアップにつながるから	8.4%
その他	3.0%

（n＝296）

■進めていない理由

取組をしなくても労働力確保は十分だから	39.2%
取組を進めるだけの人的・財政的余裕がないから	32.8%
取組をしなくても優秀な人材は集まるから	17.8%
女性従業員が望んでいないから	16.2%
女性従業員がいないから	9.2%
その他	14.3%

（n＝314）

資料：福岡市　平成26年度女性労働実態調査

○ 事業所における女性管理職の割合

課長相当職以上（役員除く）に占める女性の割合	10．0%
係長相当職以上（役員除く）に占める女性の割合	13．7%
役員に占める女性の割合	12．6%

資料:福岡市　平成26年度女性労働実態調査

基本目標4　働く場において男女が対等に参画し，女性が活躍できる社会を目指します

○ 女性が職業を持つことについて

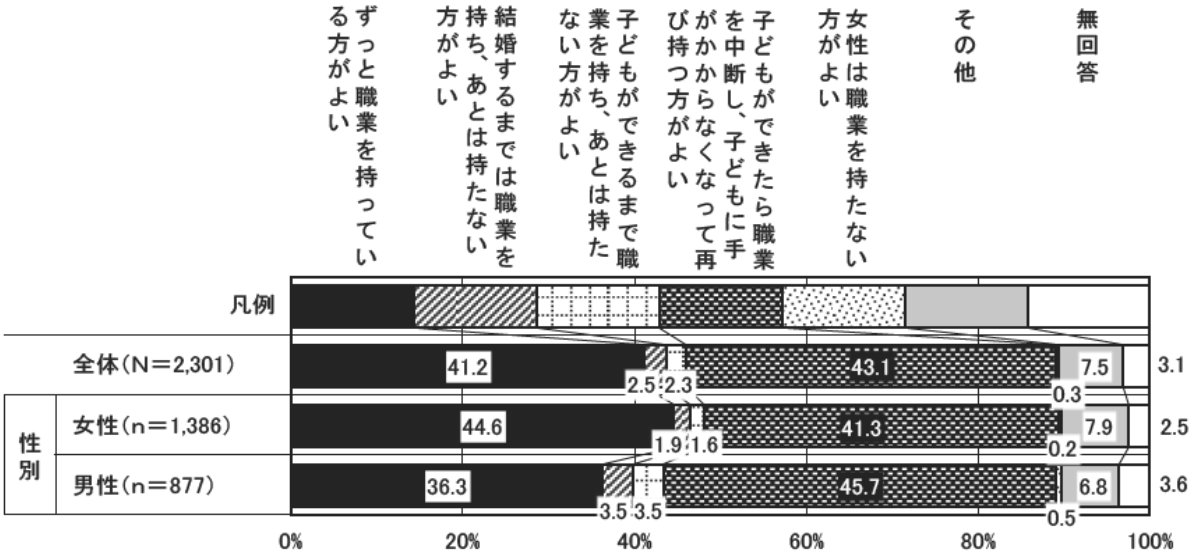

資料：福岡市　平成30年度市政に関する意識調査

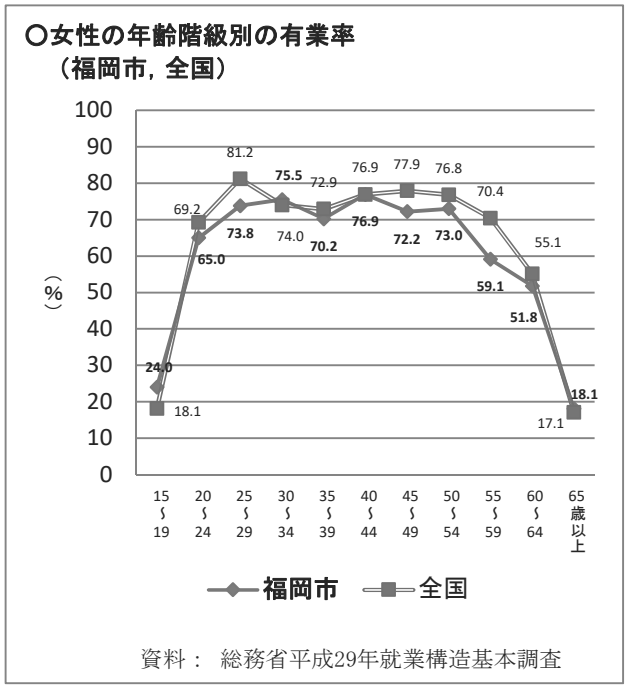

資料：　総務省平成29年就業構造基本調査

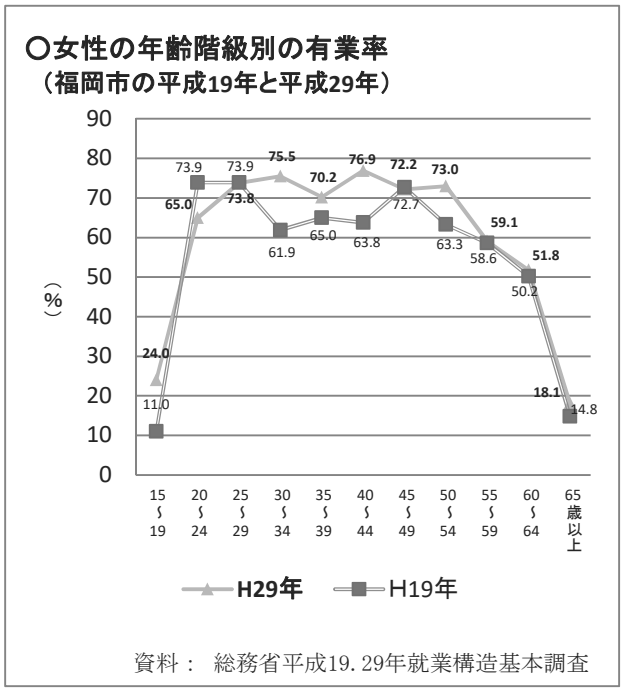

資料：　総務省平成19. 29年就業構造基本調査

基本目標5　政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します

審議会等委員、福岡市職員及び役職者の女性の割合は、少しずつではあるが増加傾向にある。
市議会議員の女性の割合は、平成２３年の改選で減少に転じたが、平成31年の改選では女性議員数が11人となり、増加傾向にある。

○ 福岡市の審議会等委員への女性の参画状況の推移

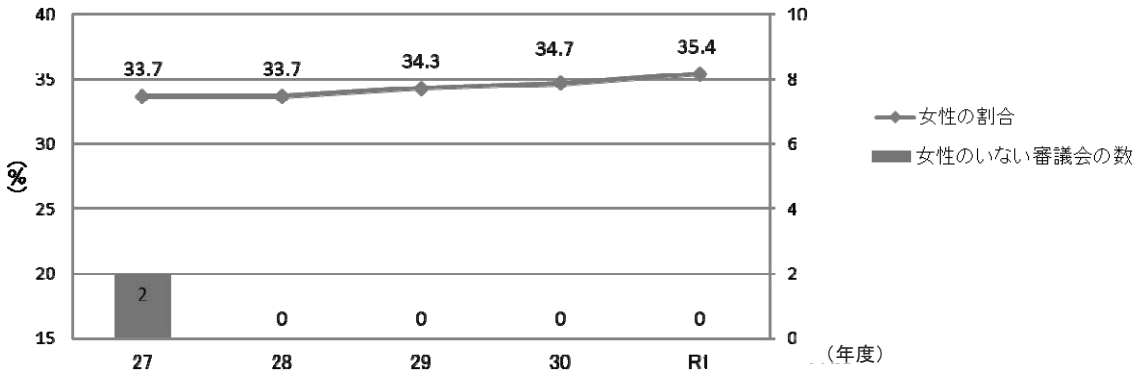

27～30年度：６月１日現在　令和元年度：８月１日現在
資料：市民局男女共同参画課

○ 福岡市議会議員に占める女性の割合の推移

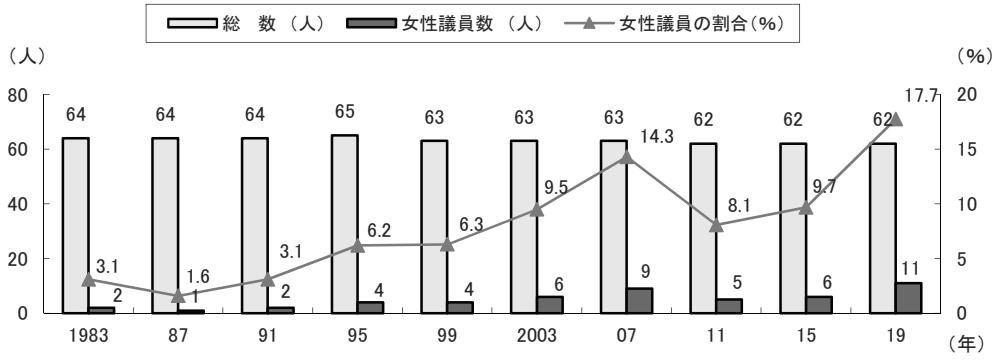

注：数字は改選直後のもの

資料：議会事務局総務秘書課

○福岡市職員における女性の割合の推移

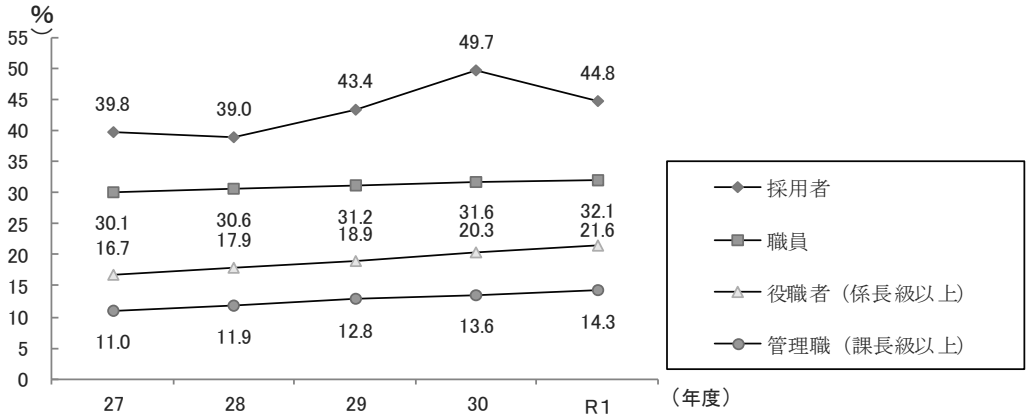

注１：採用者の数は，人事委員会が実施する採用試験（上級，中級及び初級）の一般行政職
（ただし，学校事務，文化財専門職及び科学技術は除く）
注２：採用者の数は採用年度ベース。令和元年度については５月１日現在の数
注３：職員数及び役職者，管理職の数は５月１日現在の数
注４：旧県費負担教職員除く

資料：総務企画局人事課

基本目標5　政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します

○ 福岡市女性役職者の推移

区分	平成30年					平成31年				
	総数（人）	女性数（人）	総数に占める女性の割合（%）	男性数（人）	総数に占める男性の割合（%）	総数（人）	女性数（人）	総数に占める女性の割合（%）	男性数（人）	総数に占める男性の割合（%）
役職者	2,774	564	20.3%	2,210	79.7%	2,800	604	21.6%	2,196	78.4%
管理職	779	106	13.6%	673	86.4%	775	111	14.3%	664	85.7%
局部長級	186	19	10.2%	167	89.8%	179	21	11.7%	158	88.3%
課長級	593	87	14.7%	506	85.3%	596	90	15.1%	506	84.9%
係長級	1,995	458	23.0%	1,537	77.0%	2,025	493	24.3%	1,532	75.7%
一般職員	6,879	2,487	36.2%	4,392	63.8%	6,785	2,472	36.4%	4,313	63.6%
合　計	9,653	3,051	31.6%	6,602	68.4%	9,585	3,076	32.1%	6,509	67.9%
採 用 者	197	98	49.7%	99	50.3%	163	73	44.8%	90	55.2%

注1：採用者の数は、人事委員会が実施する採用試験（上級、中級及び初級）の一般行政職
（ただし、学校事務、文化財専門職及び化学技術は除く）
注2：採用者の数は採用年度ベース。平成31年度については5月1日現在の数
注3：職員数及び役職者数は5月1日現在の数
※旧県費負担教職員除く

資料：総務企画局人事課

○ 福岡市立小中高等学校の校長・教頭における女性の割合の推移

年	区分	小学校			中学校			高等学校		
		総数	女性	割合（%）	総数	女性	割合（%）	総数	女性	割合（%）
平成29	校長	144	38	26.4	64	7	10.9	4	0	0.0
	副校長	3	0	0.0	4	1	25.0	3	0	0.0
	教頭	153	31	20.3	76	7	9.2	5	2	40.0
平成30	校長	144	39	27.1	63	8	12.7	4	0	0.0
	副校長	2	0	0.0	3	1	33.3	4	0	0.0
	教頭	159	35	22.0	76	6	7.9	4	2	50.0
平成31	校長	144	35	24.3	63	7	11.1	4	0	0.0
	副校長	0	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0
	教頭	163	39	23.9	77	6	7.8	5	2	40.0

注：福岡市立の学校を対象とする。休職者、長期研修者等を含む。
資料：教育委員会教職員第2課

他の政令指定都市と比較してみると・・・

	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	熊本市	福岡市	政令市
市職員管理職の女性比率（%）	14.5	14.1	20.8	10.9	16.3	17.5	17.3	11.9	10.5	9.5	12.7	14.0	12.5	12.6	13.5	11.6	11.8	14.8	8.9	13.7	14.1
地方議会の女性議員比率（%）	23.9	23.1	16.7	18.0	15.1	16.7	20.0	15.7	10.4	19.6	20.3	17.9	19.8	14.6	20.6	10.9	14.8	19.3	12.5	9.7	17.2
審議会等の女性委員比率（%）	34.4	37.5	36.1	26.6	40.7	30.7	34.1	42.7	31.4	28.6	36.3	33.7	36.1	36.6	31.4	42.8	29.7	53.0	28.0	34.7	35.3

市職員管理職の女性比率：調査時点は平成30年4月1日現在の自治体が多いが、時点が違うところもある。
※　本調査で対象としている公務員は、各政令指定都市で採用され、もしくは定員となっている公務員。国などから出向し、現在各自治体の定員に含まれている公務員は調査対象となる。なお、各自治体の職員でも、教職員（園長）は本調査の対象外。
※　本調査での管理職とは、本庁における課長相当職以上の役職を指す。出先機関の管理職については、本庁の課長相当職以上に該当する役職のみを管理職として計上する。
地方議会の女性議員比率：平成29年12月31日現在の数値。
審議会等の女性委員比率：調査時点は自治体により異なる。
資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成30年度）」

基本目標6　地域において男女が共に支えあい，安全・安心で住みよい地域社会を目指します

地域における諸団体の長等への女性の参画状況は、団体間で大きな差が見られるが、諸団体の合計の割合が29年度に初めて２割を超えるなど、増加傾向にある。

○ 地域における諸団体の長等への女性の参画状況（福岡市）

（各年７月１日現在）

団体名＼年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度		
	女性の割合（%）	女性の割合（%）	女性の割合（%）	女性の割合（%）	女性の割合（%）	総数（人）	女性数（人）	女性の割合（%）
自治協議会（自治連合会）（※）	2.0	2.0	4.0	4.7	6.7	150	10	6.7
公民館長	21.9	23.3	24.7	24.7	25.9	147	39	26.5
青少年育成連合会（※）	27.5	26.2	30.2	28.7	28.7	151	42	27.8
交通安全推進委員会（※）	4.8	6.1	5.4	6.0	8.1	148	11	7.4
体育振興会（※）	6.8	7.4	9.4	10.0	6.7	151	11	7.3
ごみ減量・リサイクル推進会議（※）	16.2	16.1	16.2	18.0	16.6	157	28	17.8
人権尊重推進協議会（※）	13.7	13.2	19.4	20.8	21.1	146	31	21.2
社会福祉協議会	27.6	30.3	30.3	29.5	33.3	146	51	34.9
老人クラブ連合会	8.5	6.3	7.7	7.9	8.6	137	16	11.7
子ども会育成連合会	45.7	43.6	46.5	44.8	42.2	86	37	43.0
市立小学校ＰＴＡ	7.0	4.9	3.5	4.9	5.9	143	9	6.3
市立中学校ＰＴＡ	2.9	4.3	6.0	4.3	4.5	69	5	7.2
地区民生委員・児童委員協議会	67.3	67.3	68.3	69.7	68.8	109	77	70.6
合計	**18.4**	**18.2**	**19.7**	**20.1**	**20.5**	**1,740**	**367**	**21.1%**
（参考）男女共同参画協議会	95.2	93.2	95.2	90.5	91.2	149	134	89.9

※団体の名称は各校区により異なるため，一般的に使用されている名称を記載している
（「自治連合会」は「自治協議会」未設立校区のみカウント）
資料：市民局男女共同参画課

○ 地域における団体のリーダーに女性が少ない理由について

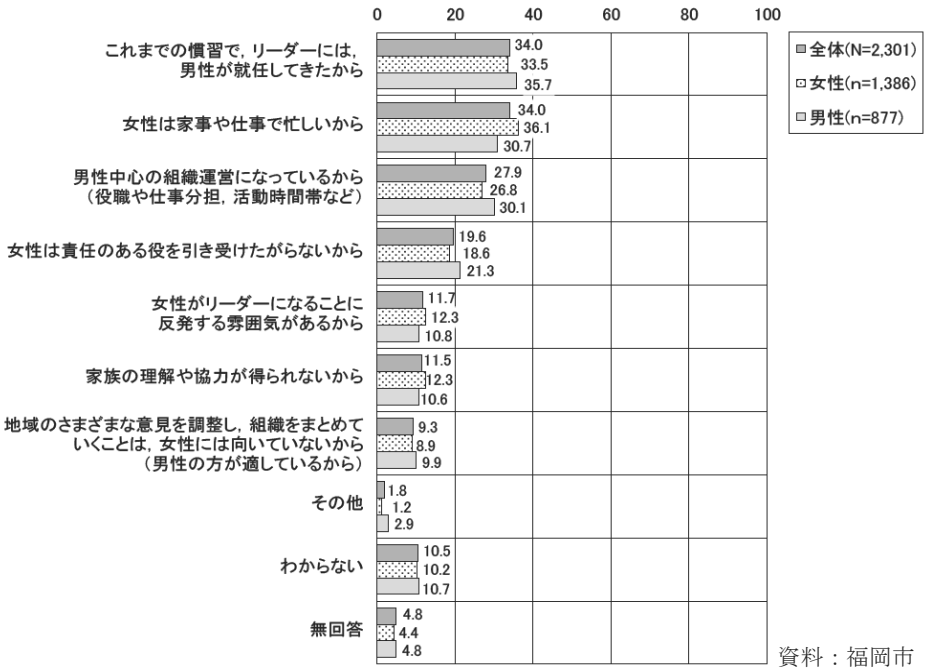

資料：福岡市　平成30年度市政に関する意識調査

※福岡市の男女共同参画ホームページで公開しております。

掲載先：http://danjokyodo.city.fukuoka.lg.jp/danjyo/page_05

ＱＲコードを読み取っていただくと，福岡市の男女共同参画ホームページへアクセスできます。
「男女共同参画」＞「啓発素材集」＞「男女共同参画年次報告書」
に公開しております。

福岡市男女共同参画年次報告書

（平成３０年度 事業実績）

（令和元年9月発行）

市民局男女共同参画部男女共同参画課

〒810-8620　福岡市中央区天神１－８－１

電話　092-711-4107　　Fax　092-733-5785

E-mail danjokyodo.CAB@city.fukuoka.lg.jp